

犯罪のないみやぎ
安全・安心まちづくり基本計画
(第3期) 素案

平成29年3月

宮城県

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画

目 次

1 計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定の背景	
(2) 安全・安心まちづくりに向けての取組	
(3) 安全・安心まちづくりとは	
(4) 計画の位置付け	
(5) 県民意見の反映	
(6) 計画の期間	
2 宮城県の現状と課題	4
(1) 県民生活における現状と課題	
(2) 地域社会の現状と課題	
3 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進	6
(1) 目標	
(2) 基本方針	
(3) 方向性	
(4) 推進体制の整備	
4 推進項目と具体的推進方策	14
犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成	
(1) 県民等への情報等の提供による防犯意識の醸成	
(2) 安全・安心まちづくりのための環境の整備	
(3) 各ボランティア団体等のネットワーク化の促進	
(4) 行政、県民、事業者等が連携した県民運動の推進	
犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応	
(5) 地域で見守る子どもの安全対策の促進	
(6) 子どもに関する安全教育の推進	
(7) 子どもを守るためにインターネット・スマートフォン等の利用教育の推進	
(8) 子どもを犯罪の被害から守るための対策の推進	
女性の安全対策の推進	
(9) 女性を犯罪の被害から守るための対策の推進	
高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進	
(10) 地域で見守る高齢者、障害者、外国人等の安全対策	
多様化・巧妙化する現代的な犯罪への対応	
(11) <u>振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害の防止</u>	
(12) <u>インターネット・スマートフォンの利用に起因する犯罪被害の防止</u>	
(13) <u>危険ドラッグをはじめとする違法薬物被害の防止</u>	
学校、通学路等の安全対策の推進	
(14) 安全な学校・通学路づくり	
犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、深夜商業施設等の普及	
(15) 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及	
(16) 犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及	
(17) 犯罪の防止に配慮した安全な深夜商業施設等の普及	
(18) 防犯カメラの適切かつ効果的な活用の促進	
犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり	

- (19) 繁華街等の環境整備
- (20) 観光地における情報提供の充実
- 被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧推進
- (21) 被災地における防犯ボランティア活動の再生支援
- (22) 被災地のまちづくりにあわせた環境整備の促進
- (23) 被災地における子どもの安全・安心の確保
- (24) 被災地の環境整備の促進

【資料編】

- 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

宮城県は、豊かな自然に恵まれているとともに、都市、農山漁村など多様な環境を有しております、これから時代に、真に豊かな生活を享受できる可能性を持った地域です。

このように素晴らしい可能性を持った地、「みやぎ」において、豊かで潤いのある生活を営んでいくための基本となるのは、安全で安心して暮らせる社会であり、その実現は県民共通の願いです。

しかし、県内では、子ども、女性、高齢者を対象とした犯罪の発生や犯罪の国際化、低年齢化などによって、等が多く発生しております、治安に対する県民の不安感が増してきています。は未だ払拭されているとは言えません。

また、情報化、高齢化、都市化などに伴う生活様式の変化を始めとする近年の急激な社会環境の変化により、地域社会における連帯意識や人間関係の希薄化も危惧されています。

このような中で、県民が真に安心して暮らせるまちづくりの実現のため、行政施策や警察活動のみならず、地域社会が連帯して支え合うことを基本として、県民一人ひとりが、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識を持ち、基本的人権を尊重しながら、犯罪の被害にあわないまちづくりを進めていくことが必要となっています。

(2) 安全・安心まちづくりに向けての取組

宮城県では、平成18年3月に「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例（以下「条例」という。）」を制定し、また条例の理念を具体化するため、平成19年3月に平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間とする「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」（平成19年度～平成23年度）を、平成24年3月に第2期基本計画（平成24年度～平成28年度）を策定することにより、すべての県民が安心して暮らせるまちの実現を目的として、県民等（県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。）が、地域の実情に応じて、地域の課題を解決し、犯罪のない安心して暮らすことができる安全なまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）を県民運動として進めていくことに取り組んでまいりました。

その結果、現第2期基本計画が始まる直前の平成23年においては、宮城県の1年間の刑法犯認知件数は約32,000件であったものが、関係者を始めとする県民一人ひとりの取組により、平成22年には約25,000件、700件にまで減少しております。しかし、残念ながら、治安に対する県民の不安感が払拭されているとはいえないなど、一定の成果が現れています。

一方で、子どもや女性を対象とした声かけ事案や高齢者を狙った特殊詐欺等、県民の身近なところで犯罪や犯罪に発展しかねない事案が発生しており、治安に対する県民の不安感が払拭されているとはいえない。

また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、本県に沿岸部を中心とした壊滅的な被害をもたらし、多くの県民が未だ震災前の生活を取り戻せていない状況にあります。

このような中、県民の安全で安心して暮らせる環境に対する期待はますます高まっています。

また、本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災により、未だ多くの県民が不自由な暮らしを余儀なくされていますが、被災地では、新たなまちづくりが進んでおり、この新たなまちにおける安全・安心まちづくりの環境整備を進めていく必要があります。

そのため、平成24年度から開始する新たな計画を策定し、この第3期基本計画は、こうした状況を踏まえ、すべての県民が安心して暮らせるまちの実現のための取組を総合的かつ計画的に推進していくものです。より一層推進していくために策定するものです。

(3) 安全・安心まちづくりとは

安全・安心まちづくりは、行政、県民、事業者など私たちの社会を構成する多様な主体が参画し、連携、協働して、それぞれの役割を果たしながら取り組んでいくものです。

特に、犯罪の被害にあわないようにするという意識を県民自らが持ち、課題解決に主体的に取り組むことで、「自分たちのまちは自分たちで守る」という安全・安心まちづくりの意識が育まれてきます。

また、県民等による様々な自主的活動が互いに連携し、ネットワーク化されていくことにより、安全・安心まちづくりの各種活動が県内各地に広まり、県民が安心して暮らせるまちづくりが進みます。

(4) 計画の位置付け

イ 条例に基づく基本計画

この基本計画は、条例第7条第1項に規定された基本計画となります。

社会情勢や地域の実情に応じて、県民等が自主的に行う安全・安心まちづくりの活動を促進し、県民運動として展開していくための各種施策を体系化して示すものです。

ロ 宮城県の策定する他の計画との整合

県では、県政運営の基本的な指針として、将来のみやぎのあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて県が優先的に取り組むべき施策をまとめた「宮城の将来ビジョン」を策定しています。

また、平成23年3月11日に発生し、本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定し、平成23年度から平成32年度までを計画期間として震災からの復興を目指しています。

本計画の策定及び実行に当たっては、これら宮城の将来ビジョンと宮城県震災復興計画との整合を図りながら、犯罪のない安全で安心なみやぎの実現に向けた取組を行ってまいります。

(5) 県民意見の反映

基本計画の策定に当たっては、県民から意見を募集するとともに、安全・安心まちづくり委員会に諮問し、その答申を踏まえ策定しました（条例第7条第3項及び第4項）。

(6) 計画の期間

「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」との整合性を持たせるため、平成24年度から平成28-32年度までの4年間とします。

社会情勢や犯罪発生状況等を勘案し、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

(参考)

【宮城の将来ビジョン】

宮城の将来ビジョンは、平成19年度から平成28年度までを計画期間として、平成19年3月に策定されました。

これは、計画期間の10年間、県として優先的に取り組むべきテーマや目指す姿を明確にし、その実現を図るための取組の方向性を示すものです。また、同ビジョン実現のため、県として実施する具体的取組やその数値目標を示す行動計画が別途策定されており、現在は第2期行動計画（平成22年度から平成25年度まで）の期間内となっております。

この基本計画は、同ビジョンに基づく政策推進の基本方向「安心と活力に満ちた地域社会づくり」に沿う施策「だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり」の中の取組「安全で安心なまちづくり」のための個別計画として位置づけられます。

2 宮城県の現状と課題

(1) 県民生活における現状と課題

イ 犯罪の現状

宮城県の刑法犯認知件数（注1）は、平成13年に約49,900件とピークを記録しましたが、その後は減少を続けており、前計画期間（平成19-24年度から平成23-28年度まで）が始まる前の平成18-23年の年間約32,000-20,600件に比べても、平成22-27年は年間約25,000-17,700件にまで減少しております（4年間で約7,000-2,900件の減。率にすると約22-14%の減）。

しかしながら、昭和40年代から50年代前半の年間約16,000件前後から比べると、年間約9,000件以上もまだ犯罪が多い状況であり、1日当たり6749件、およそ2+29分に1件の割合で何らかの事件が発生していることになります。

また、刑法犯に係る犯罪被害者の割合をみると、子ども（20歳未満の者をいう。）が被害にあう割合は、24.018.2%（全国20.417.6%）、女性が被害にあう割合は、36.236.1%（全国33.933.6%）と全国平均より高くなっています。

県内では、女性に対するわいせつ事案が、全体の刑法犯認知件数の推移に比べ、必ずしも減少していないほか、被災地においては空き巣が多発するストーカーやDV、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が増加しているなど、県民の身近なところで犯罪が発生しており、県民の不安感は解消されておりません。

（注1）刑法犯認知件数：窃盗、強盗、殺人などの刑法犯について、被害の届出、告訴、告発、その他により警察などが犯罪の発生を認知した事件数

ロ 子どもを取り巻く現状

次の世代を担う子どもたちは、県民総ぐるみで健やかに育て、守っていかなければなりません。

しかししながら、子どもに対する声かけ、つきまとい等の事案に係る通報件数が急増しているなど、子どもが犯罪に巻き込まれることがないよう注意を要する状況が続いているます。

県内の少年非行の状況を見ますと、非行少年の検挙・補導数が大幅に減少するなど、行政や関係機関が一体となって青少年の健全育成に取り組んできた成果が現れてきていますが、未だに初発型非行である万引きに手を染める子どもが相当数存在し、再犯を重ねる例も散見されることから、安全で安心な社会を作っていくために、非行の芽を早期に摘んでいくことが引き続き求められています。

また、子どもに対する声かけ、つきまとい等の事案に係る通報件数が増加しているほか、インターネットやスマートフォンの普及により、子どもが有害な情報や危険な情報にアクセスすることが容易になるなど、子どもが犯罪に巻き込まれることがないよう注意を要する状況が続いているます。

そのほか、最近では、核家族化、少子化など社会の情勢が大きく変化していく中で、児童虐待や子どもの貧困などの深刻な問題も生じています。

また、情報化社会が急速に進展する中で、有害な情報や危険な情報へのアクセスが容易になるなど、子どもたちを取り巻く環境が悪化してきています。

非行少年等の検挙・補導数は減少しているものの、初発型非行である万引きについては、近年、増加傾向を示しており、その犯行動機をみても規範意識の低下が見られるほか、依然として刑法犯検挙人員の約4分の1を少年が占めるなど、人口比で成人と比較すると約5倍もの高い率で犯罪を犯している実態があります。

また、少年院出所者の約4割が再犯を犯しているという全国調査の結果もあり、非行の芽を早期に摘むことが、安全で安心な社会を作っていくために重要となっています。

(注2) 刑法犯検挙人員：警察などが検挙した刑法に規定する事件の被疑者数

(2) 地域社会の現状と課題

我が国の治安の良さは、警察を始めとする関係機関の不断の取組やお互いに支え合い、助け合うといった地域の連帯感に支えられてきました。

近年は、連帯感の希薄化などの問題点が指摘されていたところですが、東日本大震災では、地域の人々の支え合いがクローズアップされ、改めて地域に根付く住民同士のきずなの大切さが見直されました。

このきずなの力を活かしながら、県民、事業者、各種団体、市町村、県が総力を結集し、被災地の復興が進められており、復興の歩みを実感できる場面が徐々に増えてきていますが、一方で、被災地の新たなまちにおいては、住民の集団移転によるコミュニティの弱体化とそれに伴う地域の防犯力の低下が懸念されています。

被災地をはじめとする各地域において、より安全で安心に暮らせる犯罪のないみやぎまちを実現するには、震災の経験を踏まえ、住民がお互いを認め合う人間関係を基本としながら、共に力を合わせて地域社会の課題解決に取り組んでいかなければなりません。

特に子どもたちを取り巻く環境が急速に変化していく中では、県民一人ひとりが子どもたちを見守り、地域ぐるみで育むことが大切となっています。

3 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進

(1) 目標

県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、すべての県民が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちを実現します。

(2) 基本方針

イ 県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、被災地を始めとする地域のきずなを起点にお互いが支え合う地域社会を実現します。

県は、県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、お互いが支え合う地域社会を実現するために、地域でコミュニティ活動を行っている団体の連携を推進し、防犯意識の高揚と相互扶助精神の醸成を県内にくまなく広げ、安全・安心まちづくりを大きな県民運動のうねりとしてていきます。

ロ 子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、その置かれている社会的背景に留意しながら犯罪被害から守っていきます。

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人等が犯罪の被害を受けることがないよう日常生活の中で声をかけ合い、目配り・気配りし、地域で人と人とのつながりをつくり、お互いが見守り、支え合うような県民等の取組を促進するとともに、問題の早期解決のために相談しやすい環境の整備に努めます。

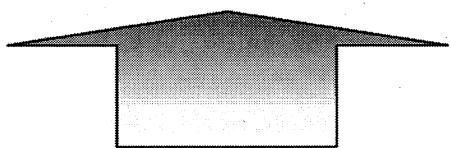
また、子どもが犯罪の被害にあわないように、社会環境の変化に応じつつ、年齢や発達段階に適したテーマや教材等を活用し、効果的な安全教育を推進します。

ハ 基本人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行います。

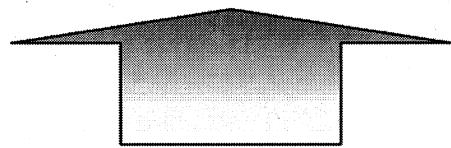
安全・安心まちづくりを推進するに当たっては、県民一人ひとりが、相互の基本的人権を尊重することが重要です。

安全・安心まちづくりは、県民等が行う自主的な活動に支えられていますが、特に、犯罪の防止に配慮した環境づくりを行う場合、プライバシーを始めとする個人の権利を侵害しないことなど人権への配慮に努めながら推進していきます。

**すべての県民が、犯罪に巻き込まれることなく、
安心して暮らせるまちの実現**



- ◎ 県民の生活の安心感が向上する。
- ◎ 犯罪被害が減少する。
- ◎ 犯罪が起きにくく地域社会が実現する。



県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、被災地を始めとする地域の絆を起点にお互いが支え合う地域社会を実現します。

支え
あい

見
守
り

環境
整備

基本方針

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、その置かれている社会的背景に留意しながら犯罪被害から守つていきます。

基本的人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行います。

(3) 方向性

イ 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成

犯罪のない安全で安心な暮らしを営むことは、県民共通の願いです。

そのためには、県民一人ひとりが地域の課題を認識し、自主的・主体的に解決していくことが必要です。

これまでも、町内会、PTA等を中心とした子どもの見守り活動のほか個人単位でも犬の散歩やウォーキングを子どもの登下校時に合わせて行うなどの様々な取組が県内各地で行われています。

こうした草の根の取組を地域コミュニティの連帯に発展させていくことが、犯罪のないみやぎを目指す上で重要です。

このため、安全・安心まちづくりに関する県民の気運を醸成し、県民運動として展開することにより、安全で安心な地域社会を実現していきます。

ロ 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応

我が国には、子どもの健やかな成長を願い、地域全体で子どもを育て、見守るという意識が共有されていたため、常に近隣の住民が子どもたちを見守っており、子どもに対する犯罪を犯しにくい環境がありました。

しかしながら、生活様式の変化や核家族化、少子化などに伴い、地域で住民同士が支えあう力が低下し、親の育児不安につながるとともに、家庭の孤立化が児童虐待の発見を遅らせています。

また、インターネットやスマートフォンの普及をはじめとする情報化社会の進展は私たちの生活を便利にしましたが、それに伴い、犯罪者が子どもへ接触する機会も増大させており、被害にあうおそれが高まっています。

犯罪被害から子どもを守るためには、住民一人ひとりが子どもの置かれている現状に関心を持つことが重要であり、県は、地域が連帯して子どもを見守り、犯罪を犯しにくい環境を作る取組や情報化社会に対応する犯罪予防の取組を促進していきます。

ハ 女性の安全対策の推進

ストーカーやドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）を始めとした男女間のトラブルを背景とした重大事件がこれまでに多数発生し、社会の注目を浴びているにも関わらず、同様の事案は後を絶ちませんについての相談件数は増加の一途をたどっています。

これには、男女が共同して参画する社会が進展し、自立した女性が増える一方で、物理的な体力差といった生来的な性差に基づく理由や経済的基盤の脆弱さ、または旧来的な女性観といった社会的事情が背景にあり、早急な対策が求められています。

このため、被害を受けている女性に対し、関係機関が連携した適切な支援を行うとともに、社会全体で性差を原因とする犯罪を許さない環境をつくるとともに、女性が犯罪被害者にならない社会づくりを進めて実現していきます。

二 高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進

高齢者、障害者、外国人その他特に防犯上の配慮を要する人たちが犯罪に巻き込まれないように、安全情報の伝達方法等を配慮するなど、行政と県民等が連携して地域ぐるみで見守り活動を推進していきます。

ホ 多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応

高齢者等を狙った特殊詐欺の被害は、件数、金額ともに大幅に増加しているほか、騙す手口や送金・受け取りの手口も多様化・巧妙化しています。

また、インターネットやスマートフォンの普及に伴い、県民がインターネット利用に起因して犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が増加しているほか、インターネットによる取引が拡大する中で、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用が社会問題となっており、県内においても危険ドラッグを原因とする健康被害や交通事故が発生しています。

このような社会環境の変化に伴い、ますます多様化・巧妙化する犯罪等により県民が被害を受けることを防止するため、行政や学校、地域が一体となった取組を推進していきます。

ヘ 学校、通学路等の安全対策の推進

子どもたちは、地域の人と人とのつながりの中で育まれてきましたが、家庭や地域で支えあう力が低下し、子どもたちにとって安全な場所であるべき学校や通学路等で被害にあう事件が発生しています。

そこで、学校や家庭、地域が一体となって学校・通学路等の安全点検を行い、危険箇所を改善し、安全な学校、通学路等の整備を推進することにより、子どもたちの安全確保に努めます。

ト 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、深夜商業施設等の普及

地域における県民等の自主的な活動の促進とともに、犯罪の防止に配慮した環境づくりが重要です。

このため、道路や公園等の整備、住宅・事業所・深夜商業施設などの建築に際し計画段階から犯罪の被害にあわないまちづくりの視点を取り入れることを始め、プライバシーの保護等にも配慮しながら、犯罪の防止に配慮した高照度照明設備や防犯カメラ、防犯性の高い機器等の導入を促進します。

チ 犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティ（注3）のある地域づくり

私たちの住む地域は、人へのあたたかい思いやりのある地域でなければなりません。

特に、観光地や繁華街が、違反広告物、落書き、ゴミの散乱、放置された空き家・空き地等により環境が悪化している状態では訪れた人の印象が悪くなるばかりでなく、青少年の非行をはじめ各種の犯罪を誘発・助長します。

そこで、都市部、都市近郊地域、農山漁村地域といった地域性を尊重しつつ、関係機関、団体等が連携して、犯罪を誘発するような環境を改善し、美しい地域づくりを進めています。

リ 被災地における安全・安心まちづくり体制の早期復旧推進

東日本大震災では多数の尊い人命が失われるとともに、被災地においては、未だ多くの県民が不自由な暮らしを余儀なくされています。

—被災地では自らの生活の立て直しに精一杯の状況であり、自主的な防犯活動を積極的に行う余裕がないのが現状ですが、犯罪がない安心して暮らせる日々の回復のためには、住民自らが立ち上がり、自らのまちの安全・安心のために行動することやその活動を支援することが欠かせません。

—このため、行政を始め関係機関が一丸となって、被災地における安全・安心まちづくり活動の再開への支援や犯罪がなく安心して暮らせる環境の早期復旧を進めていきます。

本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災により、未だ多くの県民が不自由な暮らしを余儀なくされていますが、被災地では、防災集団移転や土地区画整理、災害公営住宅の整備等による新たなまちづくりが進んでいます。

このため、仮設住宅や避難先等における安全・安心の確保に引き続き努めていくとともに、このまちづくりにあわせて、地域住民と行政が一体となって、防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備の整備や、新たに形成されるコミュニティにおける安全・安心まちづくり活動の推進体制の再構築を促進し、被災地における安全・安心まちづくりを推進していきます。

(注3) ホスピタリティ：思いやり、もてなし、他人へのやさしさなどを意味し、個々人を尊重し、相手の立場を考え、相手の痛みを感じとれる心の在り方ともいえる。人との関係で「まごころのふれあい」が大切であることを表す。

(4) 推進体制の整備

安全・安心まちづくりの目標を実現するため、行政、県民、事業者など私たちの社会を構成する多様な主体がその意義を認識し、それぞれの役割を果たしながら、連携、協働して推進する体制を整備します。

イ 県の体制整備

県は、安全・安心まちづくりの施策を総合的に推進するため、知事部局、教育委員会、警察がそれぞれの役割に応じ、地域の実状に応じた活動が行えるよう、推進体制を整備します。

- 県警、教育庁を含めた「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり推進本部」を設けて、各部局の施策への基本計画と防犯指針の内容の取込みを徹底します。
- 「すばらしいみやぎを創る協議会」や「青少年のための宮城県民会議」の運動を活用して、シンポジウム、自主活動団体の表彰、事例発表等の機会を設け、安全・安心まちづくりを県民運動として盛り上げます。

ロ 県民・事業者・ボランティア団体・NPOなど多様な主体との連携

安全・安心まちづくりには、町内会や小学校区または中学校区単位の地域での住民の参加と協力が不可欠です。スポーツ振興活動、子ども会活動、少年補導活動、健全育成活動、交通安全活動、県民と接する機会の多い業務に従事する事業者、自主防災活動等を行っているボランティア団体やNPOなど多様な主体によるそれぞれの得意分野を活かした取組が一層促進されるよう、連携・協力していきます。

- 県内の賛同団体等を広く集めた「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり県民大会」を開催し、自主活動を促進します。
- 安全・安心まちづくりに取り組む県民、自主活動団体に情報提供、助言等の支援を行います。
- 宅配業者や小売業者等をはじめとする県民と接する機会の多い業務に従事する事業者等と連携し、宅配時におけるパトロール等の事業者による日常の業務活動に合わせた防犯活動の実施を推進していきます。

ハ 市町村や国、他の都道府県との連携

安全・安心まちづくりにおいて、県民に身近な市町村の果たす役割が大きいことから、市町村の行う安全・安心まちづくりに係る施策に関し、助言その他の支援を行うとともに、市町村と県のパートナーシップによる連携の強化を図り、総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。

また、安全・安心まちづくりに関する国との情報交換を推進するとともに、他の都道府県の取組事例を紹介するなど広域的な連携、情報の交換を図ります。

- 情報交換、助言、補助制度の活用等により、市町村の取組を支援します。
- 震災により深刻な被害を受けた市町村と積極的に連携し、被災地で必要とされている安全・安心まちづくりに係る施策を推進します。

(参考)

県内で安全・安心に関する活動を行っているNPO等の状況について

【県下で地域安全活動を行っているNPO法人】

(H23.28, ±調査時)

認証法人 65 件

【自主防犯ボランティア団体数】

(H22.28, ±調査時)

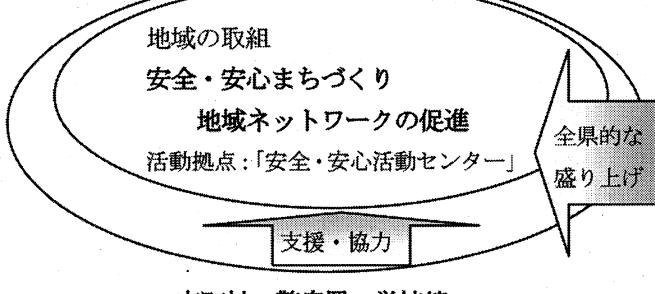
団体数 554 団体

※町内会、自治会、その他住民による団体、子どもの保護者による団体等

推進体制のイメージ

目標：すべての県民が犯罪に巻き込まれることなく、
安心して暮らせるまちの実現
◎県民の生活の安心感が向上する。
◎犯罪被害が減少する。
◎犯罪が起きにくい地域社会が実現する。

全県的な展開



県民運動としての展開

- 「けがらしいみやぎを創る協議会」の最重点課題として取り組む
- ・県民大会
 - ・シポジウムの開催
 - ・活動団体の表彰
 - ・実践事例発表

支援・協力

意見

協力

県各部局、警察本部、教育庁
犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり推進本部

安全・安心まちづくり委員会

- 安全・安心まちづくりについての理解を深める。
- 日常生活において犯罪にあわないように心がけ、行動する。
- 地域で自主的な防犯活動に取り組む。

- 県民や市町村が行う施策等を促進するための総合的な計画を策定する。
- 安全・安心まちづくりを県民運動として推進する。
- 県民等の活動に対して助言、情報提供などの支援をする。
- 市町村が実施する安全・安心まちづくりの施策に協力する。
- 防犯指針を策定する。

県

民

県

事 業 者

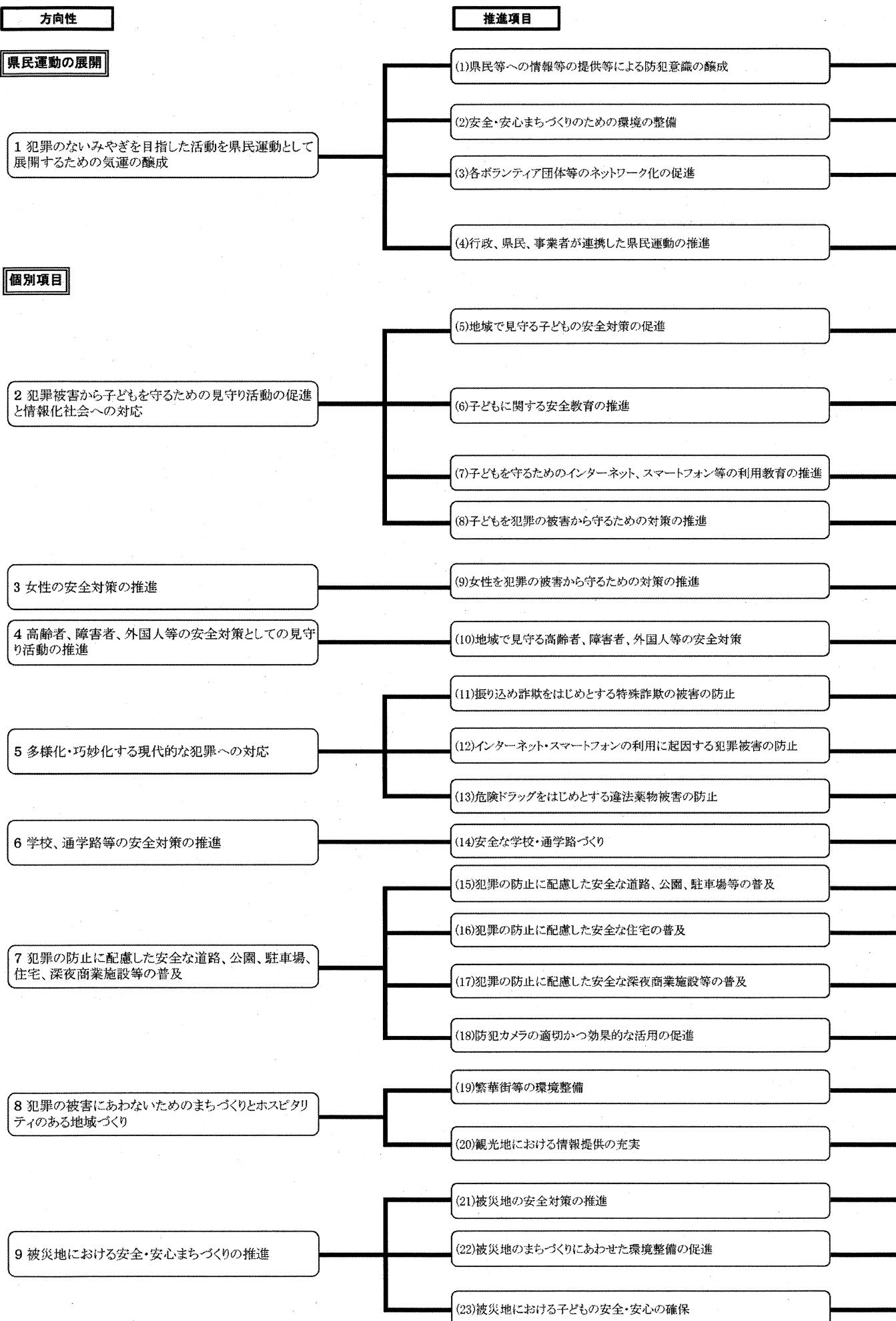
役割分担
と
協 動

施設の管理者等

- 安全・安心まちづくりについての理解を深める。
- 事業活動において犯罪にあわないように注意する。
- 犯罪を誘発しないよう環境の整備に努める。
- 地域の一員として安全・安心まちづくりを推進する。

- 防犯指針に基づき犯罪の防止に配慮する。
- ※県の「防犯指針」に掲げられている施設等
- ・学校、通学路
 - ・道路、公園、駐車場等
 - ・住宅
 - ・深夜商業施設

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画体系



具体的推進方策

- イ、地域安全情報の提供
ロ、地域における安全教育の充実
- イ、県民等の社会活動への参加の促進
ロ、安全・安心まちづくりの担い手となる人材の育成
ハ、「地域の安全は地域で守る」ための解決活動の展開
- イ、地域における各種活動団体等の連携・ネットワーク化の促進
ロ、地域活動拠点の整備
ハ、各種活動状況等の情報の共有化
- イ、県民運動としての推進体制の確立
ロ、県民運動に向けた意識啓発
ハ、県民運動を推進するためのコミュニティの育成
- イ、地域における子どもの安全確保に向けた取組の促進
ロ、放課後対策の推進
ハ、子ども110番の家等の設置促進とその活用
- ニ、子どもの相談窓口の充実
ホ、子どもに関する安全情報の共有
ヘ、子どもの虐待防止の取組の推進
ト、学校における子どもの防犯に関する総合的な安全対策の推進
- イ、子どもの健全育成
ロ、子どもの犯罪回避能力の育成等
ハ、子どもを守るために大人に対する安全教育の推進
- ニ、家庭における子どもの安全教育の支援
ホ、困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援
- イ、子どもに対する情報モラル教育の推進
ロ、子どもを取り巻く情報化社会の現状に関する大人の理解度の向上
- イ、子どもを標的とする犯罪から守るための対策の検討の推進
- イ、女性に関する安全教室の推進
ロ、女性が相談しやすい環境の整備
ハ、女性の適切な支援に向けた関係機関の連携の促進
- ニ、女性が標的になりやすい犯罪から女性を守るための対策の検討の推進
- イ、高齢者の見守り活動の推進
ロ、障害者の見守り活動の推進
ハ、外国人等の見守り活動の推進
- イ、特殊詐欺被害にあわないための啓発活動の推進
ロ、関係機関等と連携した被害の未然防止対策の推進
- イ、インターネット・スマートフォンの安全な利用に向けた啓発活動の推進
ロ、インターネット・スマートフォンの利用に関するトラブルの相談体制の充実
- イ、子どもに対する薬物乱用防止教育の推進
ロ、薬物乱用防止に向けた啓発活動の推進
- イ、学校等の施設の安全対策(構造、設備、管理)の推進
ロ、地域ぐるみでの子どもにとって安全な通学環境の整備
- イ、道路、公園、駐車場等の見通しの確保、防犯設備等の整備促進
ロ、自動車・自転車の盗難防止対策の推進
- イ、防犯性の高い建物部品の普及
ロ、防犯モデルマンション認定制度等の導入促進
- イ、深夜商業施設等への防犯機器等の普及促進
ロ、深夜小売業施設に対する安全情報の提供、安全対策の啓発
ハ、深夜小売業施設のセーフティステーションとしての活用の促進
- イ、防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用に向けた啓発
ロ、防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用の支援
- イ、街の美観を著しく阻害する違反広告物、落書き等を許さない環境づくり
ロ、犯罪に利用されないための空き地、空き家、空き店舗対策の推進
- イ、訪れる人にとって分かりやすい案内看板、パンフレット等の普及
ロ、緑光案内所等での安全情報の提供
ハ、外国人観光旅行者への地域安全情報の提供
- イ、被災地の安全パトロールの推進
ロ、被災者などへの安全教育の推進
ハ、被災者のための相談窓口の充実
- イ、被災地の新たなまちにおける犯罪の起きにくい環境づくりの促進
ロ、被災地の新たなまちコミュニティにおける安全・安心まちづくり推進体制の再構築の促進
- イ、被災地における子どもの見守りの推進
ロ、被災地における通学路の安全点検の推進
ハ、被災地における子どもの安全な居場所づくりの推進

※ 以下は、第2回の委員会で御提示させていただきます。

4 推進項目と具体的推進方策（現行基本計画）

(1) 県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成

県民等が犯罪の被害にあわないよう、特殊・特異な手口による犯罪、特定の業種等を対象とした犯罪、広域的に発生が急増している犯罪や地域性の高い犯罪などの情報を公表するとともに、犯罪の発生状況を統計的に分析して県民等に提供します。

これらの取組を通じ、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識の醸成を図り、正確な情報に基づいて県民が自ら有効な防犯対策を講ずることができるように支援します。

イ 地域安全情報の提供

【知事部局、警察、市町村】

- 身近な地域社会で発生している犯罪の発生情報をプライバシーの保護に留意しながら県民、事業者に提供する。
- 犯罪被害にあわないための方法や統計的に分析した犯罪の発生状況を県民、事業者に提供する。
- 地域の特性に応じて、ケーブルテレビ、FM放送、防災無線等を活用したり、事業者と連携し、広告塔や店内放送などの手段を活用して、地域安全情報を効果的に伝達する。

ロ 地域における安全教育の充実

【知事部局、警察、市町村】

- 各地域で開催される犯罪の被害にあわないための安全教室や安全・安心まちづくりの自主的活動を促進するために開催される各種講座等に対して、講師派遣や教材等の提供等の支援を行う。
- 住民が、お互いに認め合う人間関係を基本としてともに力を合わせて、学校、家庭、地域とのきずなや連帯感を高め、地域の特性に応じて、具体的な対応がとれるように安全教育の充実を図る。

